

指定通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 デイサービスふある（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、介護職員等の者（以下、「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 事業所の従業者は、利用者に対し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法令の趣旨に従い通所介護計画に基づいて、介護その他の世話及び機能訓練を行う。
- 2 サービス実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。
- 3 地域との結びつきにおいては、地区の住民に施設開放や常時交流を目指す。

(事業所名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスふある
- 2 所在地 福島県郡山市富田西五丁目161番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 1名以上
生活相談員は、適切なサービスを利用してもらうため利用者と家族の連絡調整を行う。
利用者の自立支援に関する在宅介護全般にわたる相談を行う。
保険者や他機関との連絡調整を行う。
その他必要なことを行う。
- 3 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康状態を把握し異常の早期発見に努める。
- 4 介護職員 4名以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、介護技術の進歩に対応し、適切な技術をもってサービスの提供に当たる。
- 5 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、適切な機能訓練を計画的に行う。

(指定通所介護の利用定員)

第5条 指定通所介護の利用者の定員は、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業(通所型サービス)を含め30人とする。

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条

- 1 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割の額とする。
なお、指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額は、事業所の見やすい場所に提示する。
 - 一 通所介護計画の立案
 - 二 食事
 - 三 機能訓練
 - 四 生活相談
 - 五 介護
 - 六 入浴
 - 七 送迎
- 2 指定通所介護の提供上、日常生活においても通常必要とされるものにかかる費用については、別表に掲げる利用料を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月14日から8月16日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2

①営業時間	午前8時45分から午後5時45分
②サービス提供時間	午前9時30分から午後4時35分
③延長サービス時間	午前8時45分から午前9時30分 午後4時35分から午後5時45分

(指定通所介護の実施地域)

第8条 指定通所介護の実施地域を郡山市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 指定通所介護利用者への留意事項を次のとおり設ける。

- 1 発熱等の健康上の問題については、あらかじめスタッフに伝えてください。
- 2 指定通所介護を休まれる場合には、前日か遅くとも当日午前8時45分までに電話等を通じて連絡ください。
- 3 指定通所介護に必要な以外の金銭はできるだけ持たないでください。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じ、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行う。

(緊急時の対応)

第11条 従業者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備。
 - ③ 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

- 1 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制の整備をする。
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるものとする。

- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 7 サービスに関する利用者等からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講ずる。
- 8 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 9 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 10 この規程に定める重要事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ファルデザインの代表者と管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

別表

① 1日あたりの通所介護及び通所型サービス利用料（通常規模）※1割負担の場合

【単位：円】

	3時間 以上 4時間 未満	4時間 以上 5時間 未満	5時間 以上 6時間 未満	6時間 以上 7時間 未満	7時間 以上 8時間 未満	8時間 以上 9時間 未満	入浴介助 加算Ⅰ	介護職員 等処遇改 善加算Ⅱ
要支援1 事業対象者	1,798/月						—	合計単位数 の9.0%
要支援2	3,621/月						—	合計単位数 の9.0%
要介護1	370	388	570	584	658	669	40	合計単位数 の9.0%
要介護2	423	444	673	689	777	791	40	合計単位数 の9.0%
要介護3	479	502	777	796	900	915	40	合計単位数 の9.0%
要介護4	533	560	880	901	1,023	1,041	40	合計単位数 の9.0%
要介護5	588	617	984	1,008	1,148	1,168	40	合計単位数 の9.0%

② 1日あたりの通所介護及び通所型サービス利用料（通常規模）※2割負担の場合

【単位：円】

	3時間 以上 4時間 未満	4時間 以上 5時間 未満	5時間 以上 6時間 未満	6時間 以上 7時間 未満	7時間 以上 8時間 未満	8時間 以上 9時間 未満	入浴介助 加算Ⅰ	介護職員 等処遇改 善加算Ⅱ
要支援1 事業対象者	3,596/月						—	合計単位数 の9.0%
要支援2	7,242/月						—	合計単位数 の9.0%
要介護1	740	776	1,140	1,168	1,316	1,338	80	合計単位数 の9.0%
要介護2	846	888	1,346	1,378	1,554	1,582	80	合計単位数 の9.0%
要介護3	958	1,004	1,554	1,592	1,800	1,830	80	合計単位数 の9.0%
要介護4	1,066	1,120	1,760	1,802	2,046	2,082	80	合計単位数 の9.0%
要介護5	1,176	1,234	1,968	2,016	2,296	2,336	80	合計単位数 の9.0%

③ 1日あたりの通所介護及び通所型サービス利用料（通常規模）※3割負担の場合

【単位：円】

	3時間 以上 4時間 未満	4時間 以上 5時間 未満	5時間 以上 6時間 未満	6時間 以上 7時間 未満	7時間 以上 8時間 未満	8時間 以上 9時間 未満	入浴介助 加算Ⅰ	介護職員 等処遇改 善加算Ⅱ
要支援1 事業対象者	5,394／月						—	合計単位数 の9.0%
要支援2	10,863／月						—	合計単位数 の9.0%
要介護1	1,110	1,164	1,710	1,752	1,974	2,007	120	合計単位数 の9.0%
要介護2	1,269	1,332	2,019	2,067	2,331	2,373	120	合計単位数 の9.0%
要介護3	1,437	1,506	2,331	2,388	2,700	2,745	120	合計単位数 の9.0%
要介護4	1,599	1,680	2,640	2,703	3,069	3,123	120	合計単位数 の9.0%
要介護5	1,764	1,851	2,952	3,024	3,444	3,504	120	合計単位数 の9.0%

④ 法定代理受領サービス外利用料

- ・昼食代 1食あたり 550円（税込み）